

大和市告示第179号

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年10月21日

大和市長 大木 哲

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱（平成18年大和市告示第114号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の事業費」を削る。

第4条中「補助金の交付を受けようとする自治連の代表者（以下「自治連会長」という。）は」を「自治連が補助金の交付を受けようとするときは、当該年度開始後、速やかに」に改める。

第5条中「前条」を「市長は、前条」に改め、「市長は」を削り、「認めたときは」を「認めるものにつき」に、「自治連会長」を「自治連」に改める。

第6条を次のように改める。

（補助金の交付時期及び方法）

第6条 補助金の交付時期は、前条の規定による通知をした日以後、防犯灯設置事業補助金、自治会館建設費補助金及び自治会掲示板設置改修費補助金については、当該補助事業が完了し、かつ、自治連からの請求後とし、その他の補助金については、自治連からの請求後とする。

2 補助金の交付は、現金又はあらかじめ自治連が指定した銀行口座への振込により行うものとする。

別表第2号補助対象及び補助金額等の欄中「一本」を「1灯」に改め、同表第3号補助対象及び補助金額等の欄中「防犯灯設事業補助金」を「防犯灯設置事業補助金」に改め、同表第4号を削り、同表第5号補助対象及び補助金額等の欄中「バリアフリーや」を「バリアフリー及び」に改め、同号を同表第4号とし、同表第6号を同表第5号とし、同表第7号を削り、同表に次のように加える。

6	自治会掲示板設置改修費補助金	<p>1 自治会掲示板とは、自治会が地域住民への広報伝達の手段としてポスター、文書等を掲示するために設置した構造物であって、自治会が維持管理しているものをいう。</p> <p>2 この補助金は、自治会掲示板の設置又は改修に要する費用を対象とし自治連に交付する。</p> <p>3 補助の対象となる自治会掲示板の仕様については、市と自治連が協議して決定する。</p> <p>4 補助金の額は、当該年度の市の予算の範囲内とし、1基当たり</p>
---	----------------	--

150,000円を上限とする。費用がこれに満たない場合においては実費とする（1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。）。

5 自治連は、補助金交付申請書に、自治会別の自治会掲示板の設置数及び設置又は改修をしようとする自治会掲示板の設置箇所を明らかにした書類を添えて、市長に提出しなければならない。

6 この補助金で設置又は改修された自治会掲示板は、当該自治会がこれを所有し、かつ、維持管理しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。